

# 私立幼稚園等の補助金について

【保護者負担軽減事業費補助金・就園奨励費補助金のご案内】

## 補助金の種類

### 保護者負担軽減事業費補助金

保育料等を納入した保護者の方への補助金で、東京都と市が合算で補助する制度です。  
※ 補助区分6は、9月分まで西東京市の単独補助

### 就園奨励費補助金

保育料等を納入した保護者への補助金で、市が単独で補助する制度です。**就園奨励費は9月分までの補助となり、今年度をもって廃止されます。10月分からは保護者負担軽減補助金のみとなりますが、9月までの2つの補助金合計額よりも増額します。詳細は④ページをご覧ください。**

◆ 注意 ◆ 『就園奨励費補助金』（9月分まで）は、所得制限により該当しない世帯があります。

## 対象者

私立幼稚園および幼稚園類の幼児施設に在園する3・4・5歳児（西東京市に住民登録がある）の保護者で、保育料を納入している方。3歳児には、満3歳の誕生日以降に入園した幼児を含む。

## 交付予定時期

- 保護者負担軽減事業費補助金  
令和元年11月29日（4～9月分）・令和2年3月31日（10～3月分）
- 就園奨励費補助金（4～9月分）  
令和2年1月31日

## 申請書類

申請書 1 枚のみの提出です

西東京市私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助金申請書兼請求書  
西東京市私立幼稚園等就園奨励費補助金申請書兼請求書  
（1枚の申請書で2種類の補助金申請が可能です）

## 受付期間・提出先

- ◆ **8月9日（金）（必着）**までに、市役所の子育て支援課（田無庁舎1階）に直接または郵送にて提出してください。
- ◆ 転入等の理由により上記期間中に提出できなかった方は、**令和2年3月19日（必着）**までに申請してください。この日を過ぎますと補助金を交付することができませんのでご注意ください。

## 補助金額

市民税所得割額および園児の兄姉の状況により決定します。

補助金額の区分は④ページをご覧ください

- ◆ 市民税所得割額は、税額控除（調整控除を除く）適用前の額を算定基準とします。世帯の2人以上に所得がある場合は合算額となります。
- ◆ 園児の兄姉の状況が以下のいずれかに該当する場合、補助金加算の要件対象となります。
  - ① 小学1～3年生である  
※ 市民税の所得割額が77,100円以下の世帯は、兄姉の年齢制限なし（生計を一にする者に限る）。
  - ② 幼稚園・認可保育所・東京都認証保育所・認定こども園に在園している
  - ③ 特例保育・家庭的保育事業等を利用している
  - ④ 特別支援学校の幼稚部に在籍している
  - ⑤ 児童心理治療施設に通所または、児童発達支援・医療型児童発達支援を利用している就学前児童である
- ◆ 年度途中から入園した場合や、退園・転出した際は、補助金額を日割り計算し、決定します。
- ◆ 政令指定都市から転入した方へ  
地方税法の改正により、政令指定都市における個人住民税の税率が平成30年度から変更（道府県民税4%→2%、市民税6%→8%）となりましたが、所得階層判定については、旧税率により算出した所得割額・税額控除を用いて行います。

添付書類について

1. 振込先にゆうちょ銀行の口座を指定した場合 ⇒ **通帳のコピー**が必要です  
通帳見開き1枚目（口座名義および振込用口座等が印字されている箇所）をコピーしてください。

2. マイナンバー（個人番号）関係書類

①および②の書類の添付が必要です。 ※ 申請者の分をご用意ください。

必 要 書 類	
①マイナンバー確認書類 (次から1点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マイナンバーカード裏面のコピー（顔写真付きのプラスチック製カード）</li> <li>・通知カードのコピー（一斉に郵送されている、うす緑色の紙のカード）</li> <li>・マイナンバーが記載された住民票<sup>(※)</sup>（発行から3ヶ月以内。コピー可）</li> </ul> <p>※ 住民票等自動交付機ではとれません。本人確認書類を持参し市民課(出張所)窓口で申請してください</p>
②本人確認書類 (次から1点または2点)	<p>★1点で確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マイナンバーカード表面のコピー</li> <li>・官公署発行の顔写真付き証明書<sup>(※)</sup>のコピー</li> </ul> <p>※氏名、生年月日または住所が記載されたもの 例) 運転免許証・運転経歴証明書・パスポート・身体障害者手帳等</p>
	<p>★2点で確認(次のうちから2点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公的医療保険被保険者証のコピー</li> <li>・年金手帳のコピー（氏名・生年月日等が記載されているページ）</li> <li>・児童扶養手当証書のコピー</li> <li>・特別児童扶養手当証書のコピー</li> <li>・官公署発行の氏名、生年月日または住所が記載されている書類のコピー</li> </ul>

3. 寡婦（寡夫）のみなし適用を受ける方

⇒ 申請書内にある、寡婦（寡夫）控除のみなし適用申請欄に○を記入の上、  
**申請者・児童の戸籍全部事項証明書** および **児童扶養手当証書のコピー** を提出してください。

「婚姻暦のないひとり親家庭」の利用者負担を軽減する制度で、適用には事前申請が必要です。  
該当するご家庭には必要書類等をご案内しますので、問い合わせ先までご連絡ください。

4. ひとり親世帯等の保護者負担軽減について

世帯の市民税所得割額が77,100円以下に該当する世帯で、次に掲げる事項に該当する場合は、該当事項を証する書類（コピー等）を提出してください。「ひとり親世帯等」の区分に該当となります。

	該当する世帯（下記に該当する者がいる世帯）	必要添付書類	
1	生活保護法第6条第2項に規定する要保護者	ご相談ください	
2	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養している者	申請者・児童の戸籍全部事項証明書 または児童扶養手当証書のコピー	
3	身体障害者福祉法第の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者	在宅に限る	身体障害者手帳のコピー
4	療育手帳制度要綱の規定により療育手帳の交付を受けた者		療育手帳のコピー
5	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者		精神障害者保健福祉手帳のコピー
6	特別児童扶養手当の支給対象児童		特別児童扶養手当証書のコピー
7	国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金の受給者等		年金証書のコピー
8	要保護者に準する程度に困窮していると認める者	ご相談ください	

## 5. 平成31年1月1日現在海外に居住していた方

課税(非課税)情報の公募確認ができないため、勤務先等から「給与証明書」(平成30年1月1日～12月31日の間に支払われた給与・控除等の証明書)の交付を受けて提出してください。

※ 「海外での支払い分」・「国内での支払い分」それぞれの給与証明が必要です。

※ 市民税所得割額が256,300円を超える世帯(補助6区分、世帯年収目安:730万円超)と思われる方は、申請書中段の余白部分に「基準額を超えるため添付しません」と記入いただければ、給与証明書の添付を省略できます(6区分として補助金を算定)。

## 申請の際の注意事項

- (1) 各補助金は、申請書に記載された金融機関口座に振り込みます。
- (2) 申請者(保護者)と口座名義は同一の方をご記入ください。
- (3) 平成31年度の市民税が未申告等の理由で決定されていない場合、補助金の区分は第6区分となります。  
＜補助金額の決定にあたっては課税額の確認が必要です。確定申告が必要な方で、まだ平成31年度の申告をしていない方は必ず申告してください。＞
- (4) 1年間に受け取る補助金等が年間保育料よりも多くなってしまう場合は、補助金額を調整させていただきますので予めご了承ください。
- (5) 西東京市個人情報保護条例等により、お問い合わせ内容によっては、電話での対応をお断りする場合がございます。ご本人確認ができるものをお持ちいただければ、窓口での対応は可能です。
- (6) 交付申請書は郵送でもお受けしますが、郵送により発生した問題に関しては、市では責任を負えませんので予めご了承ください。
- (7) 交付申請は年度ごとに必要です。
- (8) 児童養護施設、ファミリーホームの入所児童および里親に委託している里子は、保護者負担軽減事業費補助金においては補助の対象外となります。



西東京市マスコットキャラクター「いこいな」  
©シンエイ/西東京市

◆◆◆ お問い合わせ先 ◆◆◆  
〒188-8666 西東京市南町5丁目6番13号  
西東京市子育て支援課調整係 Tel.042(460)9841(直通)

## 令和元年度 補助額・給付額 一覧

### 【4～9月】

#### 保護者負担軽減事業費補助金（月額）

区分	対象基準（世帯）	第1子	第2子以降
1	生活保護世帯	11,400 円	
2	市民税所得割非課税 (市民税所得割額が77,100円以下のひとり親世帯等(※)を含む)		
3	市民税所得割額が77,100円以下	9,700 円	11,400 円
4	市民税所得割額が211,200円以下	8,700 円	10,800 円
5	市民税所得割額が256,300円以下	7,600 円	10,200 円
6	上記の所得割額を超える	5,200 円	

補助対象経費：保育料・その他納付金

【“その他納付金”とは】 園則に定めがあり、保護者が毎年度徴収されるもの(実費徴収、一部の園児が対象のもの、入園時に一括徴収するものは対象外)  
対象例…施設維持管理費・冷暖房費・保健衛生費等

### 【4～9月】

#### 就園奨励費補助金（月額）

A	小学1～3年生の兄弟がいない場合
B	小学3年生までの兄弟がいる場合 (※1～4区分の世帯は4年生以上を含む)

区分	対象基準	第1子	第2子	第3子以降	
1	生活保護世帯	A	3,940 円	5,130 円	7,130 円
		B	—	4,360 円	4,750 円
2	市民税非課税世帯	A	3,940 円	5,130 円	7,130 円
		B	—	4,360 円	4,750 円
3	市民税の所得割が非課税世帯	A	2,980 円	4,500 円	6,940 円
		B	—	3,500 円	4,000 円
4	市民税の所得割額が77,100円以下の世帯	A	2,260 円	3,970 円	6,800 円
		B	—	2,860 円	3,410 円
5	市民税の所得割額が211,200円以下の世帯	A	1,590 円	3,520 円	6,660 円
		B	—	2,250 円	2,880 円
6	上記の所得割額を超える世帯	A	該当しません		
		B			

補助対象経費：入園料・保育料

### 【10月～3月】

#### 保護者負担軽減事業費補助金（月額）

第1子	第2子	第3子以降
37,100 円	37,100 円	37,100 円
34,100 円		
32,700 円	32,700 円	36,500 円
		35,900 円
		32,700 円

【対象経費】入園料・保育料(全世帯)・その他納付金(薄灰色の区分のみ)

### ★『第1子・第2子・第3子』の数え方★

小学3年生までの兄弟から数えた順位で算定します。

(例①) 小3長男・年長次男・年少三男の場合…次男は第2子、三男は第3子

(例②) 小4長女・小1次女・年中三女の場合…三女は第2子

☆市民税の所得割額が77,100円以下の世帯は、多子計算に係る年齢制限（小学3年生まで）がありません。ただし、生計を一にする者に限ります。

※「ひとり親世帯等」とは、保護者または保護者と同一の世帯に属する者が以下に該当する世帯です。

①生活保護法第6条第2項に規定する要保護者 ②母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養している者 【③～⑦は在宅の者に限る】 ③身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者 ④療育手帳制度要綱の規定により療育手帳の交付を受けた者 ⑤精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者 ⑥特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児童 ⑦国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者 ⑧その他市町村の長が要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者